

子育て・教育の各段階が当面する

議論を特集した意図

編 集 部

文部省が国民的なコンセンサスを十分に得ないままに、上からの「教育改革」の施策を矢継ぎ早に打ち出し、全国の各自治体がその改革路線にそって各都道府県レベルの施策を多少の特徴をもたせながら急展開で実施にうつしはじめています。

今回は特集としてはいささか変則的ですが、就学前の子育てから高校教育にいたる各段階の重要な課題をできるかぎり新潟県の現実に即して拾いあげてみました。勿論、各段階に一つずつぐらいですからこじりあげたそれの問題が最重要というわけではあります。ただ、避けては通れない課題の一つとしてとりあげました。

子どもたちの乳幼児期・少年期、学校教育の枠外にある地域や家庭での日常生活の中で、子どもたちがどのように人間的な発達をとげゆくかという問題として、またそれをささえる家族や地域の教育力の回復の問題として、就学前の段階では「地域子育て支援センター・事業」、小学校の段階では「学童保育問題・放課後児童健全育成事業」などにせまります。

学校教育の分野では教育内容・教育方法そして人間発達および基礎学力をどう保障してゆくのかに関わって小学校では「総合学習」をとりあげました。

二〇〇一年からはじまる新指導要領には「総合的な学習の時間の新設」がかかげられました。「総合学習」

が始まる」と「子どもの自主性を尊重する」ということ

が強調されるあまりに、基礎学力・教科学習とドリルを軽視する動きが強まるのではないか、「総合学習」の積極的意義はどの辺にあるのか、そもそも「基礎学力」と「総合学習」はどうに関連するのかなどを明らかにしてゆきたいと思います。

中学校段階では緊急の改善策が求められる「高校入試」の新潟県の現状の問題を取り上げました。

高校段階では、新潟県の「高校の統廃合問題」とそれに関わる学区の改変の問題の解明も緊急課題ですが、「十八歳をどうみるか」という問題をたててみました。全国を震撼させた十七歳の少年の極めて特異な凶悪犯罪が多発する中で、今国会で「少年法の改正」が論議されています。与党・政府が提出した少年法改正案では少年法の適用をただ十六歳から十四歳に引き下げるという厳罰主義に傾いています。わたしたちは厳罰主義で少年犯罪が少なくなると思いません。

少年法改正問題は「十八歳をどうみるか」というところに焦点をあて論議すべきだと考えていました。

先の衆議院選挙の際の各党首の討論会で、少年法の適用を十八歳までとすることが各政党共通の認識にな

っていました」とが報じられました。

十八歳以上に選挙権を付与する問題は圧倒的に世界の趨勢です。ですから党首討論会では異論はできませんでした。その後、この選挙権問題はなお政党間に賛否のあることでも明らかになっていますが…。

「十八歳はどうみるか」というこの問題は本当は少年法にとっても学校教育にとっても緊急に討議すべき本質的な課題だと思います。十八歳問題はわたくしありの問題提起です。

成人としての高校三年生の権利と責任の問題です。

